

保健医療情報標準化会議の「持ち回り」審議について

令和3年3月11日

令和元年9月開催の第21回保健医療情報標準化会議において、座長より「今後、必要な場合には、本会議の持ち回り開催を可能とさせていただくことにしたい」という提案があったことから、その具体的な方法等について整理を行った。

今後、各回の審議内容を踏まえ、持ち回り開催によることが適当と座長が判断し、かつ、全構成員の了承が得られた場合には、持ち回りにより本会議を開催することとしてはどうか。（なお、その際の手順は以下のとおりとする。）

（持ち回り開催の手順）

- 1 事務局は、厚生労働省標準規格として審議すべき案件について座長に相談し、「全構成員の了承の下であれば保健医療情報標準化会議の持ち回り開催でもよい」と座長が認めた案件について、座長の指示の下、各構成員に対して持ち回り開催によることの是非に関する照会を行う。
その際、事務局から各構成員に対し、当該案件の概要資料を送付する。
- 2 構成員は、1の照会があった場合には、二週間以内に持ち回り開催によることの是非に関する回答を行う。
- 3 事務局は、2による回答の結果を座長に報告するとともに、全構成員の了承が得られた場合には、持ち回り開催により本会議を開催する。
- 4 構成員は、資料内容を確認した上で、所定期日までに審議案件に対する賛否・意見等を返答する。
- 5 事務局は、構成員から返答のあった賛否の別・意見等を取りまとめ、その結果を座長に報告する。
座長は、各構成員の賛否等を踏まえ、審議案件を厚生労働省標準規格とすることが適当であると判断した場合には、提言案を作成し、各構成員の確認を経た上で、本会議の提言として取り纏める。

以上